

社会福祉法人糟屋中部会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人糟屋中部会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第15条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、この法人の施設運営にかかる理事会及び評議員及び監事監査等の会議に出席するなど法人業務の対価として支払うものを報酬とする。また費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは法人業務として発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。
- (4) この法人の役員等の法人業務とは、理事会及び評議員会及び監事監査の会議等やその他、施設運営にかかる業務のことをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職務を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては支給しない。

- (1) 役員（理事及び監事） 報酬
- (2) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等の報酬の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ当該、各号に定める範囲内で、評議員会において決議する。

- (1) この法人の役員（理事及び監事）の報酬は、各年度の総額が、300,000円を超えない範囲で支給をするものとする。役員、監事の総額の内訳は、役員180,000円、監事120,000円とする。

- (2) この法人の評議員の報酬は、各年度の総額が、400,000円を超えない範囲で支給するものとする。
- 2 役員（理事及び監事）に対する報酬の額は別表第1の定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第2の定める額とする。

（報酬等の支給方法）

- 第5条 役員（理事及び監事）及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会又は監事監査など法人、施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費用）

- 第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（公表）

- 第7条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項に定める支給の基準として公表する。

（改廃）

- 第8条 この規程の改廃は、評議員会において決議を受けて行う。

（補則）

- 第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則 この規定は、平成29年6月23日より施行する。

この規定は、平成30年1月22日より一部改正し施行する。

別表第1 (役員の報酬)

(1) 理事長

	日額
理事会及び評議員会及び監事監査等会議への出席	7,000
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	7,000
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000

(3) 監事

	日額
理事会及び評議員会及び監事監査等会議への出席	7,000
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000

別表第2

(1) 評議員

	日額
評議員会等会議への出席	7,000
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000